

有機フッ素化合物（PFAS）の検査状況について

1 要旨

水道企業団では、令和5年10月11日付けの国の要請に基づき、全ての浄水場で有機フッ素化合物（PFAS）の検査を行うこととしており、令和5年度の検査結果は、全て管理目標値を満たし、令和6年度は、9月末時点で全て管理目標値を満たしている。

2 経緯

- 国は、PFASの一種であるPFOS及びPFOAについて、令和2年度に水質管理目標設定項目として、暫定の管理目標値50ng/L以下を定めた。
- 令和5年10月に岡山県吉備中央町内の水道水から、管理目標値を超えるPFASが検出（1,400ng/L）され、国は、令和5年10月11日付けで、全国の水道事業者に対し、検査未実施の原水又は浄水の検査を要請した。
- 国の要請を受け、水道企業団では全ての浄水場で検査を行うこととし、令和5年度中に検査未実施の浄水場の検査を完了した。

3 令和5年度の検査結果

- 全ての浄水場（146か所）において検査を実施し、全て管理目標値（50ng/L以下）を満たしていた。
※別紙参照

4 令和6年度の対応状況

- 全ての浄水場（146か所）で、年1回以上の検査することとし、水質検査計画にPFAS検査を加え順次実施している。
- なお、令和5年度の検査で、10ng/L（管理目標値の20%）以上の濃度が検出された6水道事業（竹原市、三原市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市）の10浄水場については、濃度の推移を確認するため、年4回の検査を実施することとした。
- 令和6年9月末現在、全ての浄水場で管理目標値を満たしている。

5 今後の対応

- 引き続き、水質検査計画に基づいて、水質検査を実施する。
- 国は、現在、水質基準への分類見直し、目標値（または基準値）の見直し、検査回数等の設定等を検討していることから、その状況を注視しつつ必要な対応を行っていく。

(別紙)

令和5年度の有機フッ素化合物（PFAS）の検出状況

(管理目標値：50ng/L以下)

事業名	浄水場数 ^{※1}		最大濃度 ^{※2}
	10ng/L未満	10ng/L以上	
竹原市水道事業	1浄水場	4浄水場	12ng/L
三原市水道事業	6浄水場	1浄水場	17ng/L
府中市水道事業	6浄水場	0浄水場	7ng/L
三次市水道事業	23浄水場	0浄水場	7ng/L
庄原市水道事業	10浄水場	1浄水場	18ng/L
東広島市水道事業	5浄水場	1浄水場	10ng/L
廿日市市水道事業	9浄水場	1浄水場	22ng/L
安芸高田市水道事業	23浄水場	2浄水場	37ng/L
江田島市水道事業	2浄水場	0浄水場	2ng/L
熊野町水道事業 ^{※3}	—	—	—
北広島町水道事業	16浄水場	0浄水場	7ng/L
大崎上島町水道事業 ^{※3}	—	—	—
世羅町水道事業	9浄水場	0浄水場	3ng/L
神石高原町簡易水道事業	19浄水場	0浄水場	9ng/L
用水供給3事業	7浄水場	0浄水場	4ng/L
合計	136浄水場	10浄水場	—

※1 各浄水場の原水・浄水で検出された最大濃度から、浄水場を仕分けした数

※2 各水道事業等の原水・浄水で検出された最大濃度

※3 熊野町水道事業及び大崎上島町水道事業は、水道用水の全量が用水供給事業からの受水によるため、用水供給事業における検査により確認。